

様式第5号（第5条関係）

変更契約調書	
契約の相手方及び住所	鳥羽市大明東町12番4号 有限会社 三重ハウス 代表取締役 中村 美次
工 事 名	岩崎老人憩の家解体工事
工 事 場 所	鳥羽市 鳥羽一丁目 地内
工 事 種 別	建築工事
変更工事概要	◎岩崎老人憩の家の解体工事 ・本体建物解体 118.2 m ² ・基礎・土間等コンクリート解体 ・建物解体部分埋戻 59.9 m ² ・敷地整理 1式 ・単管シート張り H=6.0m 1式 ・解体材運搬・処分 1式
当初契約年月日	令和 4年 8月 1日
変更契約年月日	令和 4年10月11日
当初工事期間	令和 4年 8月 1日 ～ 令和 4年10月14日
変更後工事期間	令和 4年 8月 1日 ～ 令和 4年10月28日
当初契約金額	2,959,000円（税込み）
変更金額	△481,800円（税込み）
変更後の契約金額	2,477,200円（税込み）
変更契約理由	<ul style="list-style-type: none">・町内会との再協議により、既存掲示板の再利用の計画が無くなったため、処分を行う。既存エアコンの撤去の予定であったが、撤去されているため、変更減とする。・工事着手において、上屋解体及び内部解体を行ったところ、石綿含有の可能性のある廃材が確認されたため、石綿含有試験及び処分を行うものである。・上記理由による石綿含有試験に伴い、工期を14日間延長するものである。・交通誘導員について、交通量の把握及び配置の見直しにより、人数を減変更するものである。 <p>上記の理由の他、諸数量等の変更については、現場精査等による。</p>